

[事案 28-3] 入院・手術給付金支払請求

・平成 28 年 9 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、部位不担保期間の起算日に関し誤った説明をもとに加入したことを理由に、説明内容に基づき入院給付金・手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約した医療保険について、以下の理由により、帝王切開に関する入院・手術給付金の支払いをしてほしい。

- (1) 契約時、部位不担保期間の起算日について、「責任開始日」から 3 年ではなく、「前回の手術日」から 3 年と誤った説明をもとに加入した。
- (2) 部位不担保期間の起算日については、約款にも明記されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が部位不担保期間の起算日に関し、誤った説明をした事実はない。
- (2) 部位不担保期間の起算日が責任開始日であることについて約款に記載はないものの、特別条件は、契約を引き受ける条件として付加するものであり、起算日は一般的に理解することができる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。